

平成 27 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社コロワイド
代表者名 代表取締役社長 野尻公平
(コード番号 7616 東証第一部)
(連絡先電話番号 : 045-274-5970)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 27 日開催予定の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、優先株主による種類株主総会及び第 2 回優先株主による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、第55期（平成28年4月1日～平成29年3月31日）より、国際財務報告基準（IFRS : International Financial Reporting Standards）を適用する予定であります。

これに伴い、当社が既に発行しております優先株式及び第2回優先株式の内容を、国際財務報告基準に適合するように変更するものです。変更の趣旨は、優先株式及び第2回優先株式共に同じであります。

優先配当金は、普通株式への配当金が支払われるときにのみ支払われるように変更し、また、ある事業年度に支払われない優先配当金は、翌事業年度に累積されないように変更を行うものであります。

残余財産の分配に際しては、当初の払込金額に加え、当該事業年度の経過日数分の経過優先配当相当額を支払うよう変更を行います。

また、取得請求（所謂プット・オプション）は、当社の取締役会が承認した場合にのみ可能となるよう変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 11 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 11 月 27 日

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>（優先配当金） 第13条の1</p> <p>当社は、<u>期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）、普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録株式質権者という）、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</u></p> <p>①<u>平成21年3月31日までの事業年度に関して</u> $\text{優先配当金} = 100,000,000 \text{円} \times 1.00\%$</p> <p>② <u>平成21年4月1日以降の事業年度に関して</u> $\text{優先配当金} = 100,000,000 \text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 3.00\%)$ 「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>（優先配当金） 第13条の1</p> <p>当社は、<u>普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して</u><u>剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</u></p> <p>①平成21年4月1日以降の事業年度に関して $\text{優先配当金} = 100,000,000 \text{円} \times (\text{日本円TIBOR} + 3.00\%)$ 「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前</p>

現行定款	変更案
<p>円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当会社は、中間配当を<u>支払う</u>ときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して<u>中間配当を行う</u>ときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(累積条項) 第13条の2</p> <p>ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、<u>累積した不足額(以下、累積未払優先配当金という)については、優先配当金又は普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主若しくは第2回優先登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>(非累積条項) 第13条の2</p> <p>ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合<u>においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>
<p>(非参加条項) 第13条の3 (条文省略)</p>	<p>(非参加条項) 第13条の3 (現行どおり)</p>
<p>(残余財産の分配) 第13条の4</p> <p>当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円<u>及び累積未払優先配当金相当額を支払う。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配) 第13条の4</p> <p>当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円<u>に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>3 経過優先配当金相当額</p> <p><u>優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>
第13条の5～第13条の8（条文省略）	第13条の5～第13条の8（現行どおり）
<p>(取得請求) 第13条の9</p> <p>優先株主は、以下の定めに従い、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</p> <p>①優先株主は、平成21年4月1日以降、毎事業年度の末日の翌日から一ヶ月以内（以下、請求期間という）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</p> <p>②当社は、優先株主から①に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に取得を行う日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。</p> <p>③②に定める日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割</p>	<p>(取得請求) 第13条の9</p> <p>優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の<u>有する優先株式の全部又は一部の取得を請求</u>することができる。</p> <p>①優先株主は、平成21年4月1日以降、<u>当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で</u>、毎事業年度の末日の翌日から一ヶ月以内（以下、請求期間という）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</p> <p>②当社は、<u>優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合</u>、優先株主から①に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に<u>経過優先配当金相当額</u>を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。</p> <p>③②に定める<u>経過優先配当金相当額</u>は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。<u>ただし、平成21年4月1日に開始する事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。</u></p> <p>④①に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。</p>	<p>年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p> <p>④①に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。</p>
<p>(取得条項) 第13条の10</p> <p>当会社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に<u>消却日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額</u>を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 第1項に定める<u>日割未払優先配当金相当額</u>は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。<u>ただし、平成21年4月1日に開始す</u></p>	<p>(取得条項) 第13条の10</p> <p>当会社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に<u>経過優先配当金相当額</u>を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項に定める<u>経過優先配当金相当額</u>は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る事業年度において取得がなされる場合、優先配当金が優先株式1株につき1,000,000円であるとみなして、日割未払優先配当金相当額を計算する。</p>	
<p>第4章 第2回優先株式 (優先配当金) 第14条の1</p> <p>当社は、期末配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、第2回優先配当金という)を支払う。</p> <p>①平成23年3月31日までの事業年度に関して 第2回優先配当金= $100,000,000円 \times 1.5\%$</p> <p>②平成23年4月1日以降の事業年度に関して 第2回優先配当金= $100,000,000円 \times (\text{日本円TIBOR} + 3.5\%)$</p> <p>「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国</p>	<p>第4章 第2回優先株式 (優先配当金) 第14条の1</p> <p>当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、第2回優先配当金という)を支払う。</p> <p>①平成23年4月1日以降の事業年度に関して 第2回優先配当金= $100,000,000円 \times (\text{日本円TIBOR} + 3.5\%)$</p> <p>「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認めら</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当社は、中間配当を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>れる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当社は、<u>普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは</u>、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （現行どおり）</p>
<p>（累積条項） 第14条の2</p> <p>ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、<u>累積した不足額（以下、第2回累積未払優先配当金という）については、第2回優先配当金又は普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に支払う。</u></p>	<p>（非累積条項） 第14条の2</p> <p>ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合<u>においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p>
<p>（非参加条項） 第14条の3 （条文省略）</p>	<p>（非参加条項） 第14条の3 （現行どおり）</p>
<p>（残余財産の分配） 第14条の4</p> <p>当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円及び第2回<u>累積未払優先配当金相当額</u>を支払う。</p> <p>2 （条文省略）</p>	<p>（残余財産の分配） 第14条の4</p> <p>当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。</p> <p>2 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>第2回経過優先配当金相当額</u> <u>第2回優先株式1株当たりの</u> <u>第2回経過優先配当金相当額</u> は、<u>残余財産の分配がなされる</u> <u>事業年度に係る第2回優先</u> <u>配当金について、1年を365</u> <u>日とし、残余財産の分配を行</u> <u>う日の属する事業年度の初</u> <u>日から残余財産の分配がな</u> <u>される日(いずれも、同日を</u> <u>含む)までの実日数で日割計</u> <u>算した額(円位未満小数第1</u> <u>位まで算出し、その小数第1</u> <u>位を四捨五入する)とする。</u> <u>ただし、分配日の属する事業</u> <u>年度において第2回優先株主</u> <u>又は第2回優先登録株式質権</u> <u>者に対して第2回優先中間配</u> <u>当金を支払ったときは、その</u> <u>額を控除した額とする。</u></p>
<p>第14条の5～第14条の8 (条文省略)</p>	<p>第14条の5～第14条の8 (現行どおり)</p>
<p>(取得請求) 第14条の9</p> <p>第2回優先株主は、平成23年4月1日以降いつでも、第2回優先株式1株につき100,000,000円に<u>取得の効力発生日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額を加えた額</u>を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</p> <p>2 第1項に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取得請求) 第14条の9</p> <p>第2回優先株主は、平成23年4月1日以降、<u>当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額</u>を取得の対価として、<u>当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求</u>することができる。</p> <p>2 第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取得条項) 第14条の10</p> <p>当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に<u>取得日現在における第2回累積未払優先配当金相当額及び第2回日割未払優先配当金相当額</u>を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p><u>2</u> 第1項に定める第2回日割未払優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p> <p><u>3</u> 第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。</p>	<p>(取得条項) 第14条の10</p> <p>当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p><u>2</u> 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。</p> <p><u>3</u> 第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。</p> <p><u>4</u> 第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。</p>